（船舶安全法施行規則の一部改正）

第十条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条の二」を「第四十六条の二―第四十六条の四」に改める。

第十八条第二項中「第四十六条の二第一項」を「第四十六条の二第二項又は第三項」に改める。

第三十四条第一項中「法第四条第一項ただし書若しくは第二項又は第三十二条ノ二の規定により無線電信等を施設すること」を「第四十八条の五に規定する検査」に改める。

第三十六条第一項中「交付の日から定期検査」の下に「（法第八条の船舶にあつては、船級協会が同条の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条、第四十六条の二第一項及び第四十六条の三第一項において「定期検査等」という。）」を加え、「船舶（原子力船を除く。）が、船舶検査証書の有効期間が満了する日の三月前から当該期間が満了する日までの間に定期検査に合格した場合又は」を「法第十条第四項各号に掲げる場合又は船舶が」に、「以降に定期検査」を「以降に定期検査等」に改め、「場合を除く。）」の下に「（原子力船に係る場合を除く。）」を加え、同条第二項中「第十七条の規定により」を「従前の」に、「定期検査」を「、定期検査等を受け、当該定期検査等に係る船舶検査証書の交付」に、「当該船舶検査証書」を「従前の船舶検査証書」に改める。

第三十七条中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改める。

第四十六条の二を次のように改める。

（船舶検査証書の有効期間の延長）

第四十六条の二　法第十条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　国際航海に従事する船舶（原子力船、高速船（第十八条第二項の表備考第一号に規定する高速船をいう。以下この項において同じ。）及び第四号の船舶を除く。）が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

二　国際航海に従事する高速船が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

三　国際航海に従事しない高速船が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、定期検査等を受ける予定の港に向け航海中となること。

四　国際航海に従事する船舶（原子力船及び高速船を除く。）であつて航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものが、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

五　国際航海に従事しない船舶（原子力船及び高速船を除く。）が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

2　前項第一号から第三号までに掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月（同項第二号及び第三号に掲げる事由がある船舶にあつては一月）を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を当該船舶検査証書の有効期間が満了する日とする。

3　第一項第四号及び第五号に掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。

4　前二項の申請をしようとする者は、有効期間延長申請書（第二十一号の四様式）を管海官庁又は日本の領事官に提出しなければならない。

5　前項の有効期間延長申請書には、船舶検査証書及び船舶検査手帳を添付しなければならない。

6　第二項及び第三項の規定による指定は、船舶検査証書及び船舶検査手帳に記入して行う。

第四十六条の二の次に次の二条を加える。

第四十六条の三　法第十条第三項の国土交通省令で定める事由は、船舶（原子力船を除く。）が、定期検査等を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、当該定期検査等に合格した後速やかに、当該定期検査等に係る船舶検査証書の交付を受けることが困難であることとする。

2　法第十条第三項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を管海官庁に提出し、船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。この場合において、法第八条の船舶に係る確認を受けようとする者にあつては、当該書面に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　船舶検査証書の写し

二　船舶検査手帳の写し

三　船級協会の船級を受けている旨の証明書

3　管海官庁は、法第八条の船舶以外の船舶に係る前項の確認を行つたときは、第三十二条第一項の規定により提出された船舶検査証書及び船舶検査手帳を定期検査を申請した者に返付するものとする。

4　前項の規定により船舶検査証書及び船舶検査手帳の返付を受けた者は、当該船舶検査証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る船舶検査証書の交付を受けようとするときは、従前の船舶検査証書及び船舶検査手帳を管海官庁に提出しなければならない。

（国際航海に従事する旅客船の中間検査の時期の延期）

第四十六条の四　次の表の上欄に掲げる事由により中間検査を受けることができなかつた船舶（原子力船を除く。以下この条において同じ。）について、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、同表の下欄に掲げる範囲内においてその指定する日まで当該船舶の中間検査の時期の延期をすることができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を中間検査の時期とする。

一　第十八条第二項の表第一号上欄に掲げる船舶（次号の船舶を除く。）が、同号下欄に掲げる時期及び同条第三項に規定する時期を経過する時において、外国の港から本邦の港又は中間検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。	検査基準日（第十八条第二項の表備考第二号（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する検査基準日をいう。次号において同じ。）の翌日から起算して三月を超えない範囲内
二　第十八条第二項の表第一号上欄に掲げる船舶（航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものに限る。）が、同号下欄に掲げる時期及び同条第三項に規定する時期を経過する時において、航海中となること。	検査基準日から起算して一月を超えない範囲内

2　第四十六条の二第四項から第六項までの規定は、中間検査の時期の延期について準用する。この場合において、第四項中「前二項」とあるのは「第四十六条の四第一項」と、「有効期間延長申請書（第二十一号の四様式）」とあるのは「中間検査期日指定申請書（第二十一号の五様式）」と、同条第五項及び第六項中「船舶検査証書及び船舶検査手帳」とあるのは「船舶検査手帳」と読み替えるものとする。

第六十条の五に次の一項を加える。

5　法第八条の船舶に備える無線設備について第一項の規定により講じる措置及びその実施方法について記載した書類であつて船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。

第六十五条の五第一項中「第四十六条第四項」を「第四十六条第七項」に、「第四十六条の二」を「第四十六条の二第二項、第三項及び第四項（第四十六条の四第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の三第二項から第四項まで、第四十六条の四第一項」に改める。

第二十一号の四様式を削り、第二十一号の五様式中「第21号の5様式（第46条の2関係）」を「第21号の4様式（第46条の2関係）」に、「第46条の2第1項」を「第46条の2第2項（第3項）」に、「同条第2項」を「同条第4項」に改め、同様式を第二十一号の四様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。